

第3回 安全・安心で持続可能な未来のための  
社会的責任に関する研究会  
議 事 録

内閣府国民生活局

## 第3回 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

### 議 事 録

- 1．日時：平成19年10月30日（木）13：00～15：00
- 2．場所：三井住友銀行 丸ノ内クラブ

### 議 事 次 第

- 1．開会
- 2．社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について
- 3．社会的責任の取組促進に向けた環境整備の方策について
- 4．閉会

### 配 付 資 料

- 資料1．第二回安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会議事要旨
- 資料2．「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会」中間報告書(案)
- 資料3．市場環境整備策検討ワーキンググループの設置について(案)

委員名簿（五十音順）

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	秋山 をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長
	阿部 治	立教大学社会学部現代文化学科教授
	海野 みづえ	株式会社創コンサルティング代表取締役
	小畑 史子	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	上妻 義直	上智大学経済学部教授
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高 巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授
	谷本 寛治	一橋大学大学院商学研究科教授
	浜辺 陽一郎	早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士
	藤井 良広	上智大学大学院地球環境学研究科教授
	水口 剛	高崎経済大学経済学部准教授
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

出席者

（研究会）

松本委員長、秋山委員、海野委員、小畑委員、上妻委員、城山委員、高委員、浜辺委員、藤井委員、水口委員、山本委員

（事務局）

堀田官房審議官、岩崎企画課長、竹田課長補佐、佐藤課長補佐、株式会社日本総合研究所

## 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから第3回「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会」を開催させていただきたいと存じます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まずは、議事に入ります前に、お手元にお配りしました資料につきまして、確認させていただきます。

(ひととおり配布資料の確認)

また、前回同様、いままでにお配りしました資料のうち、主要なものにつきましては、ブルーのファイルに綴じてお配りしております。こちらのファイルにつきましては、今後このような形でご用意させていただきますので、研究会終了後は机上に残していただきますようお願いいたします。

なお、本日は阿部委員、谷本委員がご都合によりご欠席でございます。早速でございますが、議事に入りたいと存じます。それでは松本委員長、よろしく願いいたします。

**松本委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、前回に引き続きまして「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議の在り方について」のご審議をいただき、その後、「社会的責任の取組促進に向けた環境整備の方策について」のご審議をいただく予定としております。

まず、「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議の在り方について」でございますが、円卓会議の在り方につきましては、これまでの議論を踏まえまして、私のほうで中間報告の原案を作成いたしました。

なお、今月23日に内閣府の要請に応じまして上妻委員長代理とともにステークホルダーの皆様との意見交換会に出席したところでございます。本日お配りしております中間報告書(案)の作成においては、その際の見解も参考にさせていただきたいところです。

本日はこれをもとに、とりまとめに向けたご議論をいただきたいと存じます。それでは、配布資料2につきましての説明を、事務局よりお願いいたします。

佐藤課長補佐 では、ご説明させていただきます。資料の2でございます。時間も限られておりますので、前回第二回に配布いたしました議論の整理からの変更点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページ、4ページの「はじめに」というところでございますが、ここに関しては研究会の設立趣旨を記させております。4ページの最後のなお書きで書かれているところの最後の段落でございますが、これは前回の研究会で出された意見、それからそのステークホルダーの皆様からご指摘いただいたご意見をもとに追記させていただいたところでございます。ご承知のとおりいろいろな国際的な議論の中では、今 CSR ではなくて、組織一般が社会的責任を負うべきであるという SR の考え方がございますので、この報告書におきましても、包括的な選択肢を示すという観点から、組織の社会的責任という言葉で表現を使わせていただいております。

一方、6月に国民生活審議会で出されました意見書では企業等の社会的責任、これは国民生活の安全・安心という角度からご議論をしていただきましたが、企業等の社会的責任という言葉を使っております、この二つの言葉の整合性につきましては、これから国民生活審議会でご議論いただくということでございますので、今後の国民生活審議会の審議において、議論されることが期待されるというような表現をしております。ただし、いずれの表現を使うにいたしましても、組織あるいは企業等の社会的責任を促進させるためには、多様な主体、事業者団体、それから消費者団体、労働組合、NPO、専門家、さらには行政などの広範な主体が、それぞれの役割を果たして協働する事がなによりも重要であり、その点が円卓会議の主な審議事項であることには変わりはないということを示唆させていただいております。続きまして、「円卓会議の在り方について」に移ります。

まず、1の(1)でございますが、なぜSRなのかと、なぜ社会的取組の促進が今必要なかという、背景の点でございます。第一段落、第二段落、第三段落というところで、まず90年代以降のグローバル化や、技術革新の進展によって、政府の伝統的な政策ツールのみで、いろんな課題を克服していくことがますます困難になってきていると、またいろいろな国際的な競争の激化が、背景として世界的な規制緩和の潮流など、政府と市場の役割分担そのものが見直されている。こうした中で、近年、国内外において、社会的責任に関する関心が、高まっているという動きがあります。

一行空きまして、このページの最後の段落でございますが、特に現代、この90年代以降、議論されている社会的責任の特徴といたしまして、社会的責任が単なる規範概念や、

市場経済の見直しの動きとしてではなく、グローバル化であるとか、情報化などの世界的な変革の流れの中において、政府の役割の限界や後退を背景とした、いわば、新しい社会的仕組の軸として、社会責任が議論されているということ。具体的には、組織がそれぞれの特性や創意を活かしながら、自ら社会的責任を果たすとともに、ステークホルダーの側もそれぞれの役割を果たすことによって、組織の活動を支援・促進をするというような、新しい経済社会システムを構築することが重要であるという結論にさせていただいております。

それから、6ページの上から3段目でございますが、とはいっても、これは研究会でも第一回・第二回とご議論ありましたが、政府の役割が重要であることには変わりはなく、必要な規制は行っていかなければならないと、また一国の政府だけでは対処出来ない問題に関しても、国際的な連携の強化を通じて、いろいろと問題に対処していかなければいけないと。したがって必要な規制と自主的な取組の両方を柔軟に使い分け、互いの強みを活かした有効な仕組を構築することが、何より重要であるというように書かせていただいております。

最後の段落でございますが、そうした中で欧州をはじめとする、先進国、それからアジア諸国においても、社会的責任の取組を促進するためのいろいろな政策枠組みが構築されている中で、日本においても経済社会、経済大国として、責任ある貢献を行うために、またわが国自身の持続可能性を確実なものにするために、またいろんなニーズに対応したイノベーションを实らせて、競争力を高めるために、わが国においてもこの組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを、国家戦略として包括的に整備することが重要であるというような記述をさせていただいております。

次に(2)でございますが、この社会的責任の促進に向けて何が必要かというところでございます。まずその第一段落でございますが、エッセンスとしましては、この7ページの一番上にございまして、社会全体として組織に社会的責任の取組促進に向けた、インセンティブを付与するような環境を整備することが不可欠であるという表現をさせていただいております。特に、企業についてでございますが、7ページの第三段落目で、企業の社会的責任の取組を促進するためには、積極的な取組を行っている企業が、消費者・投資家・それから求職者による選択を通じて、ステークホルダーに正當に評価されるような好循環を作り出す必要があると、その好循環を作り出すために、社会を構成する多様な主体、消費者団体、労働組合、NPO等や専門家、それから行政を含む各主体が、積極的にそれ

それぞれの役割を果たすということが重要であるというような記述をさせていただいております。

(3)でございますが、マルチステークホルダー・プロセスについての記述でございます。第一段落から8ページにかけては、この第一回研究会・第二回研究会でご意見をいただきましたマルチステークホルダーの一般論を書かせていただいております。8ページの三段落目については、特に社会的責任の取組を促進するため必要なマルチステークホルダー・プロセス、つまり円卓会議についてはこの段落の中ほどでございますが、個々の組織の社会的責任の取組を促進するためには、社会を構成する広範な主体がそれぞれの役割を果たし、協働することが何よりも重要であると。このため、広範なステークホルダーが主体的に参加し、情報交換や対話を通じて協働の在り方について、共通認識の醸成、あるいは一定の合意形成を行うことが重要である。そして、円卓会議は、こうした認識共有や合意形成のプロセスの中核を担う取組であるとの位置づけをさせていただいております。

次に第2章、円卓会議の具体的な在り方についてのご議論でございます。9ページでございますが、1の(1)「円卓会議の目的」でございます。第一段落目は基本的に、以前お配りした資料と、変わりございません。ただ、第二段落目はここで、その具体的な姿として、こういった環境整備に向けた、多様な主体の協働の在り方について、認識共有だとか、合意形成を行うと。具体的には各参加者が、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者としての役割を果たすとともに、対話を通じて自らの役割について認識を深め、お互いの取組の方針を表明し合うと。そして最後でございますが、政府の取組、環境整備に向けて政府が措置すべき方策については、会議としての提言を行うとなっております。

(2)の「目指すべき社会像」に関しては、これまでいろいろご議論していただきましたビジョンについての記述でございます。基本的には前回と同じでございますが、そもそもビジョンが必要であるのか、要否の問題、それからビジョンが必要であるとして、誰がどのような形でそのビジョンを設定していくのかというご議論でございます。こちら前回ご紹介させていただきましたので割愛させていただきます。

次に10ページに、具体的な検討項目でございますが、(1)検討項目を決定する際の基本原則として、最初の段落でございますが、円卓会議において一度に全ての課題を取り扱うことは非現実的であって、そこで検討すべき具体的な社会的課題について、国内外の現状に鑑みて、特に重大性・緊急性があり、かつ、マルチステークホルダーで議論するにふさわしい、つまりマルチステークホルダー・プロセスにふさわしい項目を選び取り、順次

取組んでいく方式を考えるという整理にさせていただいております。具体的な原則の中身ですが、協働の原則、補完性の原則、参加の原則、基本的に前回の資料と変わりはありませんが、若干、各委員からのご意見をいただきまして、追記させていただいております。

それから、(2)の「基本的な検討項目」でございますが、こちらも前回の資料と基本的には変わっておりません。2のところ少し労働関係の記述が欠けているということがございましたので、少し追記をさせていただきました。

(3)、12ページの(3)でございますが、その他論点、これにつきましても、前回の資料と基本的に変わっておりませんので、割愛させていただきたいと思っております。

3でございます。13ページでございます。「円卓会議の機構・運営および参加者」とございますが、総会、部会、運営委員会の3つの組織についての記述が基本的に前回と変わっておりません。特に部会については、個々の集会で聞かれたことに各主体が役割の協働の在り方について検討を行う課題別専門部会、そして、組織の社会的責任の取組を促進するための横断的な市場環境の整備策について検討を行う市場環境整備策検討部会の二つを想定してございます。

14ページ、参加者についてのご議論でございます。まず最初の見出しのところ、6月の国民生活審議会意見に関する整理でございますが、事実関係として、この意見書に関しては、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政によって構成されることとされています。これに関連しまして、これまでご議論あったものについて、まとめてございます。まず、参加者に期待される役割でございますが、第一に、まず3つ以上のステークホルダー・グループにより構成されること。第二に、参加者が何らかの形でステークホルダーとしての立場を体现し、自身を含めた互いの取組について議論を行うこととすると、少し具体的に書かせていただいております。すなわち、参加者は、他の参加者との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあうということでございます。14ページの一番下の段落でございますが、これもいろいろと研究会でご議論いただきましたが、グループの全体の意見を集約することは事実上不可能であることから、むしろ参加者には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者としての役割、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議の場で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明・啓発、それから必要に応じて説得、協力を求めるということが期待されるという記述でございます。の「参加者の選出方法」でございますが、第二段落でございますが、



まず原則として、参加者選出を各グループの自主性に委ねるという考え方があるということで、ご紹介させていただきます。具体的には、可能な限りボトムアップによる民主的な過程を踏まえること。次の段落なのですが、しかしグループによっては組織化が進んでない部分、あるいはそもそも組織され得ないステークホルダーもございますので、この場合会議の主催者側が特定の人物を柔軟に選出するというやり方も検討すべきであると。ただし、この場合においても、何らかの形で透明性を確保する必要があるという記述でございます。

(3) につきましては、これまであった点、意見を整理させていただいております。最初のポツでございますが、具体的な形でボトムアップのプロセスを運営のプロセスの中に位置づけることが必要であると。それから次の2つ目3つ目4つ目のポツに関しては、相互に関連しておりますが、そもそも参加者がステークホルダー・グループの代表として参加するべきであるというご意見、それから団体代表でなくても、社会から広範な支持を受けて、自らの発言に責任を持てる特定の人物を柔軟に選ぶことが必要でないか。そして最後に、議題に照らして、専門的な知見を有するだとか、重要な人物であれば、主催者側が参加者を選出するとことも必要ということでございます。次の二つの論点もそれぞれ関連し合っております。総会と運営委員会、それから部会のそれぞれ別の選出方法があるのではないかとございます。

16ページ二つ目のポツに関しては、総会と運営委員会には各グループが自主的に選出した参加者、課題別の専門的な検討を行う部会に関しては各課題に応じた専門家やステークホルダーを柔軟に選考するべきという考え方でございます。それから次のポツでございますが、総会および運営委員会は、全般的に運営を行うために、ボトムアップによる選出を行うのは限界があると。したがってある程度主催者側が参加者を選出するという方法もやむを得ないと。それに対して、部会に関しては課題別にボトムアップ過程で選出することが非常に重要であるという考え方でございます。

次の二つも相互に関連してございますが、一つ目はステークホルダー分類に関しては審議会意見の分類にこだわらず、場合によって柔軟に考えていくべきではないかと、そのときに、次のポツでございますが、ステークホルダー分類を誰がどのように決めていくのか、ということに点に関しての具体的なご提案がございましたが、参加者からの提案に基づいて、何らかの透明性のある過程でその適切性を議論していくという方法も在り得るということでございます。

最後の3つ。その他のご指摘ございます。グループごとに人的資源等の格差があることを鑑みれば、運営委員会に課される実務的な負担の大きさから特定グループの参加の実効性が損なわれないよう、何らかの支援を行う仕組みが必要であるというご指摘。それからマスコミも何らかの形で関与することが望ましい。最後に、総会及び運営委員会については、永続的な機構とするべきであるのに対し、部会については、一定の期間で何らかの結論を出すことが期待されるということでございます。

4ポツの「議論にあたってのルール」は基本的に変更ございません。

5ポツ「その他」でございます。成果物については、円卓会議は勧告や提案を行うべきであるというご提案。それから原則として全員合意とすべきであるということというご提案。それに対して、テーマや性質によっては多数決だとか両論併記、あるいはその中間結論等の段階的な整理も認める柔軟な対応が必要であるという考え方でございます。最後のページでございますが、国民への周知啓発ということで、これも前回ご指摘をいただきましたが、参加者がいかに高い知識を持って議論を行ったとしても、一般の消費者、労働者、あるいは投資家に関心が広まらなければ、結局その円卓会議での議論の実行性は低下するというので、積極的な周知啓発活動によって各層の関心を喚起し、議論への参画を促すことが極めて需要であるというご指摘をいただいております。以上私からの説明でございます。

**松本委員長** ありがとうございます。ただいまの事務局からの中間報告書案のご説明につきまして、どうぞご意見ご質問をお願いします。

**浜辺委員** いろんな意見がたくさん盛り込まれているので、もちろんこれ自体で論理一貫するというのは難しいと思うのですが、一つ重要な課題として、円卓会議で何を議論するのかということで、具体的に考えてみると11ページの下のほうに検討項目が書いてございます。最終的には円卓会議で誰がどのようなことを議論するのかということについて、何らかの例示的なものを何か記載するというかのように理解しているのですが、その中に、ここで何が書いてあるかということ、環境問題だとか労働者の基本的権利の確保という言葉がございます。ここにまさに、われわれは今一体何をやっているのか、つまり私がちょっと気にしているのは、法規制でやるべきことと、社会的責任ということでやるべきことと一体どのような役割分担と申しますか、どのようなことでやるのかということ

が、一つ整理しなければいけない課題としてあるかと思います。全体としてこの報告書はそのようなことも一応意識してお書きになっていることは、いろんなところで法規制との柔軟な使い分けだとか、そういったようなことの言及もございますので、そのようなことが意識されているというのがわかるのですが、ただここで具体的な例えば円卓会議で議論するテーマとして、「環境問題」だとか「労働者の基本的権利の確保」とか言われますとあれって思うのです。というのは、例えば、「労働者の最低保障基準」というのは、これは法規制でやるべきことでありまして、その法規制を全部遵守した上で、例えば格差問題とかありますと、これは、法律は遵守しているのだけれども、結果として非常に格差が広がっている。これは一体どうしたら良いのか。これはまさに法規制ではできないから、だから社会的責任で議論しましょうと、このようなことであれば、それは社会的責任で議論するのだろうと。現にヨーロッパの社会的責任の話というのはそのような議論をしているのだというように理解していますので。そのような意味での、例えば、このところは格差問題といったようなことであればいいのですが、「基本的権利」という表現だとちょっとそこは違うのかもしれない。だから、このところは、もちろんこの修文も必要なのですが、修文以前の、基本的な考え方を確認しつつ、このところも整理する必要があるのではないかと。

それから「環境問題」というものも、私が聞くところによりますと、例えばヨーロッパなどでは環境問題はどちらかといえば主として法規制のほうでやるのだと。社会的責任というようなことで規律するとしても、そのようなソフトなものではなかなか難しい、あるいは自主的な取組なんていっても、現実とかけ離れた話で終わってしまったら何にもならない。上がある程度、法規制の役割といったものをしっかり確認しながら、その上で、その社会的責任というものを位置づけていかないと、下手をすると一般メディアだとか、あるいは国民に間違ったメッセージを与えはしないかと、私はちょっと危惧するのです。というのは、社会的責任ということで、なにか誤魔化そうとしているのではないかと、つまり法規制でやるのが嫌だから代わりにこの社会的責任のようなことで時間をかけてやっているということで、見られたら困ると思うのですね。むしろそうではなくて、法規制は法規制として必要なものをやる。ただ、その法規制の中身は、今までの従前型とは違う、例えば独禁法だとか新しいいろいろな形があるわけですが、そのようなものを取込みながら、社会的責任を促進するような、その相互の関連と言いますが、そのようなものに目を向けていかなければならない。というようなことを、もうちょっと明確に打ち出す必要がある

のではないかとこのようにちょっと思いました。

それから、円卓会議で何を議論するのかというのは、確かに何が法規制で何が社会的責任かというのはおそらく論理的に割れないと思うのですね。おそらく、これはいろんな意見が結構出てくるだろう。そうすると、例えば、一つの考え方としては、この円卓会議で議論をすることについてはですね、なにかコミットメントをするのだと、つまり14ページの のとこなのですが、『お互いに認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。』というのですけれども、これは上手くコミットが出来ればいいのですけれども、出てこないかもしれない。もちろん本当に要請されて法規制など待ってられない、自分たちがやっていかなければならないのだというような深刻な問題であれば、このようなコミットメントも出てくるかもしれないのですが、これが消極的になってしまうかもしれない。そうすると、ここで一つの考え方としましては、例えば一定の期間の間にそういったコミットメントが出てこなかったら、それは法規制のほうでやるということについてのあある種の暗黙の合意のような形でそれを捉えるようなプロセスに言及しながら、法規制と社会的責任でそれぞれ進める、その役割分担のようなことを整理するということが考えられるのではないかなというように思いました。

**藤井委員** この案に対してコメントを出したのですがほとんど反映されていないのですが。私が送り損ねたのかもしれませんが、事務局の方では届いていましたでしょうか。届いていたけど反映させなかったということですか。意見の部分については是非、文章に反映させて欲しいと思います。いずれにしてもその内容は、本日ここで言いますけれども、一つ、その前に今、浜辺先生が言われたところは、先生の見解はそうだと思うのですが、法規制と社会的責任はすっぱり分けられない。つまり社会的責任とは法規制も含めて議論しておりまして、法規制でできるところは対象外にするというような分け方だとすると、議論が社会的貢献などの分野にシフトしてしまっていて、有効な形には進まないのではないかなと思います。つまり CSRにもコンプライアンスも入っています。それから政府の機能においても、規制は出すけれど、それを政府が適切に実効していない部分が結構あると思います。あるいは現行の規制そのものが、企業のスタンスからみても不十分な場合に、企業がそれを社会的責任の観点から新たな法規制を求めるような活動が、今、アメリカ等でも環境分野においては起きているわけです。ですから、そこはクリアに切り分けられれば一番良いわけなのですけれども、現実はそのようなことが私の理解です。

それで、ぜひ入れていただきたい視点は、13ページのところで、意見・論点として、『小さく生んで大きく育てる』というご意見があるのですが、この『小さく』方式は過去の日本の経験では大半が失敗してきていると、私は理解しています。日本社会においては、例えば金融危機が起きたのも、自由化というものを「小さな自由化」ととどめた結果として、「大きな失敗」に繋がったという分析が金融の世界では定着しています。もちろん、ものにもよるわけですが、必ずしもこういった視点だけではなくて、新たな制度を導入する場合には思い切った決断を持って大胆に進める方式も同様に選択肢に入れていただきたい。その場合は、それを実行する勇気がなければできませんけれども。

それから法令に馴染まないものをここで取り上げようというご意見が出ているわけですが、私が先程申したように法令に馴染まないものだけではなくて、法令そのものも取り上げていただきたい。各省庁の対立で必要な法規制そのものが全然動かないというケースが再三あるわけです。環境問題がまさにそうですよね。経産省と環境省の対立で、温暖化対策が進んでいない。法規制も十分ではない。先に、IPCCの議長が日本の政策批判をされてましたですね。「日本は何もしていない」と。このような問題こそ、各省の対立で全然動かない問題をこそ、円卓会議で総合的に判断して、法令及びそれを踏まえて、どのように対応していくのかということを経験しないと、その中は動かないのではないかと思います。ですから複数の役所が関与するもの、そして既存の制度では進まないものについては、この会議で、法令を含めて議論していくということは排除しない。

それから16のところ、参加者の意見のところでも一つあります。これは抜け落ちていくと思うのですが、日本のCSRを考えるときに、ステークホルダーとして、少なくとも外国のステークホルダー、アジア諸国の反応はどうするのかという視点を抜くわけにはいかないと思うのです。もちろん外国人を円卓会議のメンバーに入れるかどうかは別としても、少なくともヒアリング等で聞く必要がある。日本の中のステークホルダーだけが、グローバル展開している日本企業のステークホルダーではないというのは、日本の企業社会の現実の姿になっています。日本でこういった円卓会議を作るとき、これらの点はEU型とは違った要素となります。求められる視点は、グローバルに開かれたステークホルダーをどう取込むのかということだと思います。そのような視点をぜひ入れていただきたい。

それと、17ページの「原則として全員合意」というのは、まずありえないと私は思うのです。全員合意できるものであるならば、ここで議論しなくても済んでしまう。それぞれステークホルダー等の個別対応でできます。むしろ、全員合意はできないけれども、

この社会を良くするためには進めていかなくてはいけないものを、どう妥協しながら合意の道筋を見出していくかということだと思っております。多数決プラス少数意見という感じですか。もちろん全員合意できた方がいいですよ。いいですけども、現実としてみれば多数決プラス少数意見等の視点で、合意形成が難しいテーマについても円卓会議として提案していくという視点もいるのではないかと思います。これは委員としての意見です。とりあえず以上です。

**浜辺委員** 先生のご意見も一部同じなのですが、違うところもあるようなのですが。要するに、私も両方がすっぱりは分けられないとは申し上げた通りなのですが、日本の法制度の形としては、国会があって、法規制というものがちゃんとあって、それをしっかりと執行していくというのは立法・行政のシステムがあるわけですね。立法・行政のルートと、この社会的責任の議論とはどういった関係なのかということを見ると、これは、法規制の上乗せの部分ということで意義があるのではないかと。ただ、それは全く無関係ということではなくて、それぞれの緊張関係といいますか、あるいはその協力関係というものもあると思うのですが。ただ、例えば、法規制を求めていくとかなんだとかもちろんそれは言っても構わないのですが、それはおそらく中心的な課題ではないのではないかと。それを言い出してしまうと、国の立法などの議論とこの社会的責任の議論が混ざってしまって、それこそ、ここで何でもやる、まるで第二の議会ができるということになり兼ねないので、おそらくそのようなことではないのだろうと。そのあたりのところをある程度役割分担しないと、何をやるのかがますます判りにくくなるのではないかとこの感じがいたします。

**上妻委員** 藤井委員がおっしゃったのもう言わなくてもいいのかと思ったのですが、今また反論がありましたのでちょっと申し上げたいと思います。

法律の話とは切っても切れないのではないのかと思います。例えば自発的に様々な組織が取り組んでいることであっても、場合によっては法規制をしたほうが良いようなケースも長期的な視点からはあるかもしれない。その選択肢を完全に除外してしまうと、ステークホルダーが集まって話してもなんの実効性もなくなる場合があります。もちろん議会で出来ることは議会でやったほうが良いとは思いますが、このステークホルダー・フォーラムに馴染むような議題であって、法規制が視野に入ってくるものについては、その議論を

あんまり拒んでしまうのはよくない気がいたします。

それから先程藤井委員が全員一致でない方が良いのではないかとおっしゃったのですが、これはすごく難しいと思います。ステークホルダーは個人の資格で参加するわけではなく、大きな集団の意見を代表するような、最も一般的な常識的な部分を反映する人々だと考えられます。だから、特定のステークホルダーの意見が容れられないというか、説得できない状態で何かをスタートするというのは、マルチステークホルダー・フォーラム方式の役割として行き過ぎなのではないかという気がします。もう少し時間をかけてもいいのではないのでしょうか。そのような緊急性の高いものに関しては、それこそ、議会のような他の意思決定手段でやればいいわけです。だからといって全員一致でなければダメだということにしてしまうのもちょっと硬直的過ぎるかなと思います。いまのところ、どうすべきかについて具体的な考えを持ってないのですが、必ずしも全員一致がダメだというのは少し慎重に考えたほうがいいのではないかという気がいたします。

**城山委員** 今議論になっている二つの点についてなのですが、規制を扱うべきか立法とかを扱うべきかどうかっていう話なのですが、基本的な考え方としてはこれはステークホルダーが集まってそれぞれがコミットするという話だと思うので、その中でも一応これは行政をベースに入れている、行政と立法との関係は微妙ですけれども、そうすると、行政ないし立法でないといけない仕事として規制を作るとか立法とかいう仕事があります。ですからそれをアプリオリで排除することはないのかなと思うのです。ただし、浜辺委員がおっしゃられるように、このような立法をしてくれということのいろんな要望を吸い上げてチャネルするというのはここの機能ではありません。だけれども行政としてこのような立法が必要ですねと、だけど立法だけではある目的が達成されないの、それぞれの社会集団として、このようなことは市民でやりましょうと、このようなことはビジネスとしてやりましょうと、それぞれコミットするということが中身なのでコミットすることの行政サイドが、コミットすることの一つとして、これは規制じゃないとできないから我々が比較優位であるこの分野でやりましょうということであれば、規制というものが入ってくるというそのようなイメージではないのかなというのが私の印象です。そのような意味ではアプリオリに規制を入れるか入れないかっていうよりかは、パッケージの中の一部として規制が入ることもあり得る。だけれどもそれを改善してくれといってプレッシャーをかけることはこの場の目的ではないぐらいの、そのような整理はありえないのかなというの

が私の意見です。

それから二番目は全員合意のとなのですけれども、そもそも、構造上その他の円卓会議の成果物のところでこの話があるというのは、ちょっと弱いかなという気がして、そもそもその議論にあたってのルールとか意思決定のところは提案として明確に我々としては書くべきだろうというのが形の上での一つの議論です。

それから、全員一致か多数決かというのは両方とも厳しいだろうなと思うのですね。つまり全員合意ということになると誰か一人がノーといえればこれはビートになるわけで、そうすると誰をステークホルダーにするかということに極めて政治化せざるを得なくなるわけです。それはこのような対話の場という性格には馴染まない。多数決にしても同じことです。誰が多数かというのはステークホルダーの割り方を変えれば多数のゲームができてしまう。それも避けたい。つまりステークホルダー・フォーラムをやる目的は数で決めるというよりは意見の幅をなるべく幅広く見て、その上で意思決定をしたいということなので、全員合意と多数決と、両極端は廃止したほうがいいのかと思います。そのときにどのような規定の仕方をするかということですが、私が見ているので言うと、例えば大多数の合意を求めるとかですね、コンセンサスを求めるだとか、英語だとオーバーウェルミングコンセンサスというようなを見たことあるのですけれども。方向性として、なるべく多くの人たちが合意するようにしましょう、つまりそれぞれがコミットするのだから合意しないと、それこそ、それぞれの支持集団に対してちゃんとフィードバックもできませんからとやるのだけれども、最後本当に全員一致かということを書き込んでしまうとちょっとビートを与えすぎる。意味では大多数の合意を求めるとかコンセンサスを志向するくらいを書いておいて、あとは、最後はこれは委員長なり運営委員会なりマネジメントの技に依存せざるを得ないので、規定で書いて済むという話でもないのかなという気がします。以上二点が今までの議論に対するコメントで、あと関連して一点だけ。

私がいくつか意見を申し述べた点なので15から16ページのメンバーの選び方というのは先程の全員合意か多数決かという話とも絡んでくるので微妙なところだと思うのですが、ここで一般論として申し上げるとトップダウンとボトムアップって言葉が使われているのですが、これは慎重に使ったほうが良いのかなという気がいたします。私が、若干トップダウン的なことも意見として送らせていただいたのですけれども、それは二つの意味があって、一つはそもそもステークホルダーの代表をボトムアップで選びましょうというのは大事ですが、それはそうなのですが、何がステークホルダーなのかは誰かが決



めなきゃいけないわけですね。まずその枠を設定して、じゃあこの枠の中でみなさん選んでくださいとって投げるので、そのステークホルダーの枠を設定するというある種のトップダウン的な要素が企画サイド、誰が企画サイドかっていうのが最初の問題なのですが、そこは見直さざるを得ない。ただし現実には総会ですとか、特に運営委員会だとか、よらずの問題にある程度目配せが利くような形でのステークホルダーというのは実は大体みなさん想定できるのだろうと思うのですね。そこで間違いないと思うのですが、ステークホルダーのカテゴリーを設定するということはある程度トップダウン的な要素があらざるを得なくて、特に部会のような新しい分野になってくると、新しい問題のとき一体誰が、それが社会的に重要なユニットなのかというのは、事業者と一言と言っても話は済まないで、事業者といってもいろいろいる。そのようなところはある種トップダウン的なところが必要だろう。それはステークホルダーの枠の設定ですね。

それからもう一つはありうるのは、これは未組織集団の話が何箇所かで書かれておりますが、その枠を設定したあとに、それが未組織だったというときに誰を選ぶかというときに、そのようなその背後にいる隠れたステークホルダーの意見を代弁できるような人を選ぶことが必要で、それは本当に議論して選べればそれはそれにこしたことはないのですが組織がない時には、代弁できそうな人を選ぶ、そのことが必要なのかな。ですからこれはその特定の人を指名するというよりかは、潜在的なステークホルダーの意見を代表する人、代弁する人を選出する、そのようなことなのだろうと思います。

そのような意味ですと例えば15ページ(3)の直前の段落ですけれども『組織化され得ないことが考えられることから、会議の主催者側や事務局が特定の人物を柔軟に選出する』こう書かれているのですが、特定の人物という一本釣りのイメージがあります。むしろそれよりはもう少し書き込んで、例えば潜在的ステークホルダーの意見を代表するものを選出するとか、そのようなちゃんと説明をつけた形の選び方というそれぐらいが可能なことなのかな。そのような意味でトップダウンといっても、ステークホルダーの設定だとか代弁者を探すというレベルであって、一本釣りで議論が活性化しそうな人を連れてくるという話とは、ここは違うでしょう。それは特にステークホルダーはやっぱフィードバックするというのが個々の目的なので、そのような意味ではトップダウンといってもかなり限界のある話で、その辺をちょっと整理していただく、今ちょっとこれかなり文章たくさん15から16書いてくれているのですけれど、かなりここに挙がっているいろんな議論は整理できるのかという気がいたします。以上です。

水口委員 私からは二点。まず法律の話ですが、私は藤井先生や上妻先生の意見に賛成です。法律を作るのは国会の仕事だと思うのですけれども、法規制でやるべきことがなされていらないのではないかと考えるステークホルダーもいるかもしれません。それは一つの議論になり得るのではないかと考えております。また法律を作るのは国会ですけれども、その国会だけで作っているわけではなくて、社会の合意があるものが法律になるわけです。社会の合意があって始めて国会で議論されて法律になるわけで、その合意形成のプロセスとして、マルチステークホルダー・システムは一つの位置づけになる。したがってそこで議論されれば一つの参考になるのだらうと思うのです。そのようなこともありまして、法規制されるべきことがされていないのではないかと、逆に法規制すべきでないものがされているのではないかとということも議論の対象としては、あっていいのではないかと考えております。ということで賛成です、という意見です。

もう一点、全員合意かどうかということですが、そもそもこの成果物とは何なのかということが、よく考えるとよくわからなくなってきた。この成果物というのは、私は単純に報告書という意味で捉えていたのです。報告書を出すときにこの報告書でいいですかということを書いて、そう書かれたら困るという人がいれば、それは出せないでしょうというくらいのことだと思っていたのですが、ここでの全員合意というのは何を対象にしているのかということ少し明確にしたほうがいいのだらうと思います。また、成果物とはなんなのかということも正確に考えたほうがいいのだらうと思います。よく考えてみますと、もし意思決定の仕方について書くのであればこの場所ではなくて、会議の運営のところを書くべきだと思います。そして会議の運営のところを書くとなると、意思決定の仕方は部会と運営委員会とで同じではないのではないかと気がいたします。といいますのは、運営委員会ではどのような部会を設定するかということを決めるわけですから、なんらかの意思決定が必要になる。したがって運営委員会に関してはどのような部会を設定するか意思決定の仕方について決めておかなければいけないと思います。この場合に、全員合意でないのに運営委員会がこの部会を設定しますということ多数決で決定して、少数意見を書いたとしても意味がないわけで、やはり運営委員会は全員合意というシステムにならざるを得ないのではないかと私は思います。

一方、部会というのは、具体的な特定の課題に関してステークホルダーが集まりまして、個々にコミットメントする場なのだと思います。このように考えますと、コミットメント

するのはご本人であるわけですから、ご本人がコミットメントすればいい。それぞれの人がここまでコミットできましたということをも成果物として書くのだということであるならば、それは意思決定というものとは性格が異なるのではないかと、とも思います。つまり各ステークホルダーの代表の方というか、参加者の方がそれぞれコミットメントされます。それらはその方の責任でされるわけですから、他人からとやかくいわれる筋合いはない。そしてそれぞれがコミットメントした成果について一つ文章に残しましょうということで、報告書にするときはこの報告書で正しいかどうかということをご確認いただくなくてはならない。そんな感じなのかと思いました。以上です。

**高委員** 水口先生に、なるほどと思うようなところを指摘されまして。確かに成果物とは何なのかと考えてもいなかったというように思っています。私が「全員合意とすべきではないか」という発言をしたと思います。それで事務局の方も悩んでこれを記載して下さったのだろう。全員合意という話をさせていただいたのは、そもそも代表制という仕組み、民主的なプロセスを取ってステークホルダーが集まった場合には多数決というやり方でも結構でしょう。そもそも集まってくるステークホルダーがそれぞれのグループを代表しているのかというところとまずそれはありえないだろうと、このような議論があったのです。人を選ぶときの議論があって、それがまずないのだから、多数決なんてものはそもそも成り立たない。とりあえず出てきてもらったということになるならば、少なくともその中で全員合意を得るような努力をしなければいけないのではないのでしょうかと、このような意味で申し上げたわけで、場所は問題としても、最初の黒ポチとその下の黒ポチ両方読むと別にうまく書いているなというように私は思ったのですけれども。原則として全員合意というのは城山先生がおっしゃるその大多数の合意ということだと思えます。原則等と。で、その下のところに書いているのは、その成果や、性質や、テーマによっては多数決とか両論併記とかうんぬんということで、まあこれは付け加えているのでね。基本的にこれ両方読めばそれほど大きな問題ではないのではないかなと。おそらくその成果物の性質やテーマというのが、今水口先生がおっしゃったところの内容なのかなと。で、この辺は私も考えていなかったもので、整理しなくてはいけないなというようにも思っています。

**小畑委員** コンプライアンスとCSRというか、法規制とCSRのことについてなのですが、まず欧州のマルチステークホルダー・フォーラムについての参考資料、一緒に付けて

いただいているのですけれども、EU、マルチステークホルダー・フォーラムで参考にするべきものが存在する EU に於いて、CSR と法規制との関係がどうなのかということは少なくとも確認をした上で議論をすることは必要だと思っております。私の理解ですと、ヨーロッパにおきましては CSR とは法規制ではなくて、それとはまた別のものというか CSR はコンプライアンスを超えたところというように捉えている国があると思うので。そういった欧州のマルチステークホルダー・フォーラムをここに出すということで、しかも最初の合意では、海外の考え方と整合性があるような方向を目指すということが一番最初に確認されておりました。それを、海外というのは一体どこを指すのかということの確認が必要だということを私は申し上げたいと思っております。

そして環境問題とか労働者の基本的な権利の確保ということが 11 ページに書いていただいて、しかも 12 ページにまいりますと 4 行目あたりで『地球規模での環境問題とか、発展途上国における人権の問題』などという記述をしていただいているのですけれども。例えば、ヨーロッパでコンプライアンス以上のものが CSR だというように捉えている国でも、国を超えた環境の問題や、労働者の人権の問題というのは、児童労働の問題などは CSR の問題として捉えておりますし、この 4 番との整合性を考えると 2 番というのは国内に限った記述なのか、それとも地球規模で考えて、環境の問題や労働者の基本的権利の確保とお書きになったのかというのは、どっちに捉えるかで少しニュアンスが変わってくるというように思ひまして、そのことをなぜ申し上げるかと申しますとステークホルダーとして頭に浮かぶようないろいろなステークホルダーの中で、コンプライアンスを含めるのか、法規制について遡上にのせるのかどうかということで、まったく違う捉え方をしているいくつかのステークホルダーが多分出てきて、このような前提であればあまり参加したくないとか、このような前提であればぜひ参加したいとかそのように出発点のどこでもめてしまうとせっかく育っていくものが非常に難産になってしまうのではないかと心配でしたので、その点の整理についてもう少し理解を統一していくような必要があるように思いました。以上でございます。

**上妻委員** 今の小畑委員の最初のご質問に対してお答えしたいと思っておりますけれども、EU のマルチステークホルダー・フォーラムでも、法律の問題は議題になりました。具体的に申し上げますと、CSR に絡む情報開示を法規制するかどうかということが、産業界と、労組・NGO の間で対立を生みまして。法制化しようという意見は強かったのですが、結

局合意が得られずに、流れた経緯があります。その問題は、必ずしも EU でも排除されないのです。

**海野委員** 私は参加者とか進め方、それから成果のようなことの見解を言わせていただきたいのですが、そもそもこのマルチステークホルダーで今までの審議会方式とは違う、新しい、初めて日本でやるということですので、私はそこで合意されたものがでてくるというか、一つの予定調和的なものが出てくるのではなくて、ここで参加して議論しようということの意義の方が大きいと思うのですね。例えば、事業者団体とか労働組合とか、そもそも利害がはっきりして、歴史もあって、組織も金も事務局もあってというところは当然ながら、進め方はよくわかっていますし、意見もでてくるし、何か議論すると強いということがあると思います。ただ、そもそもこの CSR とか社会的責任の話が出てきた、持続可能性が出てきたのは、そのような今までのやり方とか団体だけではダメということで、日本の例えばその NPO とかですね、もっとその市民組織を育てなくてははいけないと思うのです。そこをもっとどのように乗せていくのかという、そこの方に課題があると思うのです。ですから当然そのような方たちが今入ってきていますけれども、議論の進め方とか、そもそもいろいろな市民団体中でまた意識や利害が違ったりとか、非常にボトムアップだったりして、地域が違つとあの人たち違つとかそのような泥臭いところも出てくる人たちも参加する。むしろそのようなところの人たちをもっとどのように政策とか社会的なこのような議論の中につめていくかというようなところを持ち上げるくらいに対策する必要がある。今までのやり方のように、最後で何か合意、多数決をして決定するというのではなく、いろいろな新たなステークホルダーの見解が盛り込まれるようなプロセスの方を重視することが必要。そこで、どこに課題があるかが検討を通してステークホルダーの間でわかっていくことの方に意義がある。回り道のような気がいたしますけれども、日本では NPO や、NGO が弱いので、それではどうやったらこのセクターが成熟していけるかを念頭におくこと。みなさんが合意に向けて進めていく場としての最初の試みです。これが今回だけで決まるとは思いませんので、今後続けていくことで徐々に深まればと思います。

あと成果物とか、どのようにまとめるかというのもありますけれども、そもそもこの今回の委員だけでも、例えば皆が共有できるビジョンを作るべきか議論するかしらないかというだけでいろんな意見をまとめて網羅してこの報告書になっているように、結論としてま

とめるということが非常に無理がある。私がさっき言ったことにしても、いろいろな意見があってそれぞれの主張に違いもある。その考え方の違いをお互いに知ることによって共有していく方が、私は成果だと思うので、無理にまとめていくようなことは結局できないと思います。全員合意というのは、今、高先生もそのような意味ではなかったという、報告書にこう書いているというのには合意するかもしれませんが、多数決の合意による結論をかくのではなく、内容はそれぞれ違うことが対立してかかっているようなことにはなっていないのではないかと私は思います。

**秋山委員** 私も最初の時にも申し上げましたように、この円卓会議の意義というのは様々な利害関係者がまず集まるということ、一つの課題についてお互いにどのような認識を持っているかということをお互いに話し合っ、それぞれこのような考え方なのかということ、共感までできなくてもお互いに理解して、できるだけ認識の共有をしていくことだと思うのです。成果物がなんなのかについても、円卓会議の意義が何かというところでかなり議論が違うのかなという感じがいたします。成果物がただ単に報告書として、とりあえずこのようなことを話し合っています、このような共通認識ができました、このような課題があります、それぞれのステークホルダーがこのようなことをコミットしますというようなことを書く報告書であるならば、その内容の決定にあたっては、全員が合意をする必要があるだろう。ただその成果物が報告書ではなくて、なんらかの一つの決定をするとか、そのようなことであると、現実問題、合意ができるのかなということを感じますし、そもそも、何かを決めなければいけないのかどうかという部分を議論する必要があるのかなという気がいたします。で、先程からの論点の一つとして、法的なものを含めるかということですが、確かに CSR とコンプライアンスという話ですと、コンプライアンスと CSR は違うという考え方もあるかと思いますが、現実問題今の日本の社会で起こっている問題ですとか、今後解決をしていかなければいけない他の課題を考えますと、これは法律問題でこちらはそうではないと完全には分けられないと思うのです。法的意味も含めた意味で、今後規制が必要であるということであれば、そういった検討を行っていくのも必要であると思います。もちろん先程からご意見が出ているように、この場が一方的に何らかの規制を求める場であってはいけないと思いますけれども、その部分を排除もできないというように感じます。

**高委員** 法律の問題と、それからここで議論する問題とちょっとこのように整理してみませんか。浜辺先生がおっしゃっていることもよくわかりまして、ここの円卓会議というのは法律を作るだけの権限は持ち得ないと思うのです。ですからそれはまず論外だろうと。もちろん必要性は他省庁に訴えることはあるかもしれないけど、むしろそのステークホルダーが集まって知恵を絞ることというのは、例えば法律を守ると、しかし実際その法律を厳格に守ってやったら企業が成り立たなくなることが実はあるのです。前お話をしたかと思うのですけれども、例えば、わかりやすいので、容器リサイクル法という法律があります。これは使用した容器、包装、その量を、それぞれの企業が自主申告しまして、その申告したものに基づいて、容器リサイクル協会というところが委託料を徴収するというこのような仕組みです。ようするに真面目に当然これは報告しなくてははいけませんけれども、ほとんどが、つまり中小というのは報告する必要がありませんので、そうすると報告しているところは年々金額が大きくなって負担に感じて、できることなら少なめで報告したいというそのようなセンチブも働くような場面もあるわけです。法の趣旨は、それはとても大変だなということになれば、使用量を減らせばいい、ようするに分量を、容器、包装を減らしていけばいいと、簡便にしていけばいいと。ところがそれを簡便にすると、今度は消費者にとって分量が減ったようにも見えるし、それから衛生上問題があるようにも見えるし、そこで買い控えてしまう。これは実際企業がやってみてそのような反応があったので結局減らせないって言うのです。だから、法律はある、しかし、その法律の主旨通りに世の中動かない。そのような問題を、いろんなステークホルダーが集まったところで議論して、この仕組みが動くような解決策を見つけ出していくというような、このように場にしていけばいいかなというように思うのですけれども。

**水口委員** 法律について、私も一つ。今のご意見に私も賛成です。そのような場は必要だと思えます。それと、法規制という言葉から受けるイメージが人によって違って、法規制という言葉はどう受け止めるかによって、だいぶニュアンスが違うように思います。私が前に、意見として文章を提出したときは、もうちょっと言葉を足すようなことを少し書いてみたのですけれども、それはまあ「法規制」に含まれているでしょうということでは却下されて、それはかまわないのですけれども、私がこの法規制という言葉でイメージしているのは、例えば、先程上妻先生が言いました情報開示でありますとか、それも例えば、イギリスでは年金の運用に関して社会や環境について配慮しているかということ

開示するよという法規制もありまして、それも一種の法律なのです。通常、法規制というのは、まずニーズがあって、ここにこのような問題があるからこれを解決するために規制をしてください、例えば公害で水が汚れているとか、ゴミが多いと、そのような場合にはそのニーズに応じて、法規制をするので、何もこのようなところで議論しなくてもいいという面もあるかもしれません。しかし、例えば年金に社会や環境に対する情報を開示してください、そうすると社会や環境に対する配慮が高まって、社会がこのような方向に誘導されますよと、ある種の戦略的な意思決定に基づいて、戦略的な思考があって法律ができていくというケースがヨーロッパではあるようです。そのようなものは、ここにこのようなニーズがあるから法律を作りましょうという考え方では、なかなか待っていても法律にならない面があるのではないかと。その待っていても法律にはならないけれども、あった方が良さそうなものということについて、もちろん、決めることはできませんが、誰かが言わないと、議論の遡上にのぼらない。そういうものは、それはもちろんいろんな方が言っておられるわけですが、円卓会議のような場でこそ、議論の遡上に乗せて、みなさん気がついていきますかと言ってみてもいい。例えばそのような仕組みがあればみんながハッピーになるじゃないか、環境や社会に配慮している企業はより正しく評価されるようになり、そして社会もそれで良くなり、みんながハッピーになるような仕組みが、考えればあるのに、気がついてないということもあるかもしれません。そのようなことは議論の遡上に乗せてもいいのではないかと考えておりまして、それは法規制という言葉から受けるイメージと、少し違うような気がするものですから、法規制という言葉に引っ張られて、規制をする場なのかと言われてしまうことに危惧を抱いています。それも一種の規制であるわけで、確かに規制ではあるわけなのですが、ちょっとニュアンスが違うようなイメージを思っておりまして、すみません私法律家ではないものですから、その辺よくわからないのですが、ちょっとそんな感じがいたしました。

**松本委員長** 二つ分けた方がよろしいのだと思います。一つは、この後でやります、環境整備のためにどうすればいいか、そのために法律でこのようなルールをつくれればもっとみんな CSR をやるようになるのではないかと意味の法規制です。浜辺委員がおっしゃったのはおそらく、ある目的を実現したり、環境を良くするためには、このような規制を入れてこのようなものは出してはいけないとかすべきだというような類のもので、直接的な規制だと思いますので、それは一応分けた上で議論した方がよろしいかと思えます。



藤井委員 対立概念ではないわけです、基本的には。ですから既存のプロセスでは対応できないものも、場合によってはそれもこの議論に出てくるでしょう。新たにこの組織を作る意味からすれば、なんでもかんでもできるわけではありません。安全安心の社会を作り、地球環境を持続させる責任を負っていくために重要なテーマを取り上げていくということだと思います。テーマを議論する中で、法規制が必要な場合は当然議論するでしょうし、それは既存の役所等で準備されているならば、それはそれで委ねればいいわけですが、そうでない場合については、議論することも排除しないということだと思います。大事なのはテーマだと思います。既存のプロセスでは十分に議論されない、取り上げられないテーマについて取り上げるからこそ、新しい組織の意味があるわけです。重要性があるテーマを避けて正面から受け止める。それを議論する中で法規制の問題もあったり、あるいはその個別の対応で済むものもあるでしょう。「受け流さずに受け止める」というキーワードで、やるのがいいのではないかなと思います。それと、全員一致のところも、全員一致を決して排除するわけではなくて、当然全員でできるものはそれで良いわけですが、原則の中に「補完性の原則」を入れている意味は、仮に全体ではこうなった場合でも、少数意見は無視しませんよと、いうことですね。あるいは個別の実情がある場合についても、その実情を尊重しますという意味です。例えば、何かこの円卓会議で提言する、あるいは政府に勧告するとか、そのような緊急性があるもので動き出した時に、関係するでは企業にすれば、「それは今は無理です」という場合もあるでしょうし、あるいはNPOも「そんなことは同意できない」ということもあるでしょう。しかし、だからといって全員一致できないからといって、全く動かないとすると、テーマが非常に重要なテーマで緊急性があり、さらに既存のプロセスでは十分に対応しきれない場合に、せっかく作った円卓会議をどうするのか。新しい組織は、そうした問題解決のために作るわけですから、そこにおいて、補完性の原則も維持しながら、どこまで提言するかです。もちろん多数決でも合意できないかもしれませんが。しかしそれは排除しないということです。ですから全員しなくてはダメだということではなくて、全員一致が望ましいけれども、できない場合については補完性の原則というものを三原則として取り込んでいる以上、極力それを各ステークホルダーが考慮して、賛成できないステークホルダーの立場も考慮して行動するということではないかと思います。これは意見です。

**松本委員長** 結局、先程の成果物をとは何ぞやという議論に還元されてきたようですね。各ステークホルダーがやれることを出して、いわゆるコミットメントなのだという観点からいけば、確かに反対することはありえないわけで、やれることはやる、やらないことはやらないだけです。ただ政府に対してなんらかの政策を要求するということだと、反対だ賛成だという点が出てくるし、ステークホルダーの中でも産業界に対して何かこのようにやって欲しいということをおもひで提言しようかという話になってくると、賛成だ反対だ、当の産業界が嫌だということかもしれない。だから、政府に対して何か要求することなのか、特定の事業主体、製造主体に対して要望することなのか、それとも、それぞれがやれることをやりましょうということで全体として合意ができましたよというレベルでいいのか、そこがどうなのかが各委員によってイメージが違うから、少し議論がまとまり難いということがあるのかもしれない。

**城山委員** これ、先程のどなたかの意見で、それぞれがコミットメントするならコミットメントするところだけ手を上げればいいのではないかと、必ずしも多数決も何も無いというご意見だと思うのですが、確かにそのような面もあるのですが、それぞれのアクターがコミットするというのは他の人がコミットするからという側面があるわけですよね。そこは協働の原則というところだと思うのですが、パッケージとしてみなさんがコミットするなら私もここまでやりますよというところがあるので、それぞれのコミットしたものとパッケージが報告書としての、そこはなるべく広く、コミットメントの範囲を広げておくということが必要なのだと思うのです。そしてそのコミットメントというのはほっといてもやってくれていることならば、別にこのような会合もやらなくていいことになるので、議論してパッケージとして出すのであれば、その場合でも、ある種の、全員一致とは必ずしもならないと思いますが、合意を志向するということは、やっとならないとある意味ではこれだけプロセス、手間をかけてやる努力もメリットではなくなるのかなという気がいたします。

それから、あまり議論は戻したくないのですが、先程の議論でいう規制の対象にする、しないというのは、いろいろなタイプがあるのでしょうかというのがみなさんの共通項だと思うわけなのですが、そのときに委員長が言われた環境整備策とそれ以外、もうちょっと実態的な、規制というのも一つだと思いますが、ここでも取り上げる議題に関しても、協働の原則というのは使えるのではないかなという気がするのです。ですから先程の市場の

開示の話なんていうのは、開示というルールをちゃんと創りますよと、そうすると投資家はちゃんとそれを見て投資しますよと。これがコミットメントのパッケージなのだと思うのですね。ほっとくと両方コミットメントしない、ニ - ズも出てきませんと。ですからコミットメントのパッケージとして、できるようなことをやるという意味で言えばこの協働の原則と同じところで、どのようなルールは取り上げ、どのようなルールは必ずしも馴染まないかという整理はできるのでは。この協働の原則はいろんな意味でインプリケーションがあるのかなという気がいたします。

**山本委員** 私から新しいことはほとんどございませぬけれども、先程からお話を伺って感じてきたことを二つほど申し上げたいと思います。

一つは最後の17ページの成果物の問題ですけれども、このフォーラムで話し合われたあとのアウトプットにはいろいろなものが有り得ると思うのですね。俗な例で言えば国の決定であっても法律があったり政省令とかいろいろな形式があるわけです。しかも例えば部会限りで一定の報告をすることも、あるいはありうるので、あまり画一的に考える必要はないという気がいたします。事柄によって、あるいはコンセンサスの出来具合によって、どこの機関がどれほどの、拘束力まではいかないと思いますけれども、どれくらいの効力を持つ決定をするかに関してはいろいろ有りうるのではないかと、そこを整理しないと議論が空転してしまう感じがいたします。

それから法律等々の関係ですけれども、私が聞いている限りではそれほどご意見の対立はないという気もいたします。出発点としては、法律ないし法令を作る手続きの限界が今の環境問題とかに関しては、非常に大きいことが意識されてきたのではないかと思います。大きく分けて三つくらいあると思います。

一つは、法律等を作る場合にもあらゆる問題を吸収できるわけではない。社会における価値観が多様化しているために、国会でいきなり議論して決まるというわけにはいかないことがあるので、問題提起とか、コンセンサス形成の前提となる部分についてこのフォーラムの存在意義があるのではないかとということが一つと、二つ目は、一定の枠組みを法律で作るとしても、各アクターの自由に委ねる部分を残さざるを得ない場合があるのだろう。そのような場合は、法律を作っただけでは必ずしも所期の目的を達成できないこととなりますので、マルチステークホルダー・フォーラム等で、それぞれの主体の間のコンセンサスを作っていく必要があると思います。つまり法令等では一種多様な取組、自主的な取組

の余地を残さざるを得ないというか、むしろ残したほうが良い場合があって、しかしそれだけで終わりかというところではなくて、さらにマルチステークホルダー・フォーラム等で一定の政策目標を達成する方向で議論が進むことを期待することがあるということと、三つ目はそもそも法令が実効性をもたないことがあるわけで、ここで主に取り上げているのは企業側の問題だと思えますので、ちょっと外れてしまうかもしれませんが、例えばリサイクル等の問題に関しては各家庭の問題が非常に大きいわけですし、家庭に対して規制をかけることは観念的にはできますけれども、ほとんど実効性を持たないだろうと、そこでこのようなフォーラムで話し合っ、それぞれの人に意識を持っていただくことに意味があると。このように三つくらいに整理ができたと思いました。それから先程、法令といってもいろいろあると言われましたけど、規制の一番典型的といいますが、古典的な形態は実体的な規制であります、もっといろんな法令の仕組みがあり、例えば情報の開示を義務付けるものもあれば、あるいは義務付けではなくて、欧州等の環境監査の仕組みのように取り組むことは任意けれども、取り組む場合には報告義務を作って社会的な信頼性を高めるといったやり方もあるでしょうから、後者の場合にステークホルダー・フォーラムと非常に整合性、親近性があるということではないかと思えます。

**高委員** みなさん方の議論を聞いておりました、こんな整理でどうかと思ったのですが、確かに部会レベルの話と、運営委員会それから総会のレベルの意思決定の仕方は分けなければいけないと。それで、総会と運営委員会どっちでやるのかわかりませんが、そこが行う例えばガバナンスの問題ですね、誰が部会のメンバーなのかあるいはどのような部会をセットするのか。このようなガバナンスに関わる場所はコンセンサスペースでやるべきなのかなと。それから、そのレベルが世の中に向かって公表する文書についてもこれが必要だろうと。それから松本委員長がおっしゃったように、ここのところで作成されたもので、政府に対する提言等、このようなものについてもコンセンサスペースでやるのだらうなというように議論を伺って感じました。

もう一つの、その部会レベルの話ですが、城山先生のほうから、みんな意図するなら合意が必要じゃないかなというのがありましたけど、考えてみるとさっきのリサイクルの問題だけでも、事業者だけがやったら動かないと思うのですよ。ただし、事業者と消費者が「この問題に取り組みましょう」とこの二つが言ってくれば、基本となるステークホルダーが同意してくれば、動くだろう。例えば労働組合はどうですかとか、他の

NGOの方々はどうかとここまで聞く必要はないわけで、そうすると下の部会のレベルってというのは全員の合意を得るということではなくてキーとなる、一つの枠組みを動かしていく中でキーとなるステークホルダーの合意を得るというような、このような考え方のかなというように思ったのですが、

**水口委員** 似ているようで微妙に違うかもしれませんが、似たようなことを申し上げます。一つはガバナンスの問題ですが、私のイメージではガバナンスの問題は運営委員会の取り扱い事項で、そこはコンセンサスベースではないかなと思います。一方、社会への提言だとか具体的なコミットメントの部分は、それはもう部会段階で意思決定して、部会から出てくるものかなと思っておりまして、そこはもしかしたらイメージが違うかもしれませんが、申し上げたいことは、まずは成果物とは何かということにして、先程ちょっと報告書ならと申し上げましたが、単なる報告書というのでは少し物足りないかなと思いました。私が申し上げたいのは城山先生がおっしゃったのと同じでして、コミットメントのパッケージというイメージです。ですから、コミットメントのパッケージになった段階であればそのコミットメントはそれぞれに主体化されているわけですから合意されているのだらうと思います。問題は「あなたがコミットするなら私もコミットする」そのような形でコミットメントのパッケージができるわけですが、そこに至るプロセスこそが、このマルチステークホルダー・フォーラムの重要なところでありまして、あなたがコミットするなら私もコミットしますよというパッケージを作り上げていくことが一番重要なのです。そこに至るまで最終成果にはならないわけですから、それを作りましょうということで、それは最終成果物というものは常にそのようなものであるというように私は思っております。

もう一つの問題は、ではそのような最終成果に至らない場合にどうするのか、つまりコミットメントのパッケージができあがらない場合に、先程の藤井先生がおっしゃいましたように、でも緊急性があって提言しなくてはいけないというような場合はないのかということです。そのようなこともあるのではないかと思います。ここでもう一つ余計なことを申しますと、では成果物というのはその最終的なコミットメントのパッケージができた段階の、いわば最終報告だけを成果物と考えるのか、中間報告的なことをしなくていいのかということも思いました。あるいは、高先生がおっしゃいましたが、ある人たちだけで合意できる部分もあるかもしれません。合意できる人たちだけで合意した部分を、その範囲

内のコミットメントのパッケージとして公表することはどうなのか。そのようなことも思いました。

もちろん各ステークホルダーが自分のステークホルダーのグループに戻って行って、持ち帰って話をするということもあるわけですが、しかし代表者というか、参加者が直接コンタクトできるステークホルダーの数には限界がありますので、最終成果物になるまで社会に成果物がまったく公表されないというのも、かえって議論を活性化させないといえますか、沈滞させる可能性がありますし、直接参加していない人たちにも情報を提供するという意味では途中段階でも少し、例えば中間報告みたいものがあったらいいかもしれません。そのようなことも考えますと、最終成果物はなるほどコミットメントのパッケージですが、そこに至るまでの間にも何らかの一定の合意で何かを出すというようなルール作りも考慮する価値があるのではないかと思います。一つの意見として申し上げます。

**城山委員** 今回のコミットメントのパッケージという観点から言うと、逆に最後の意思決定というのはそれほど重要ではないかもしれないというお話なのではないかなと。むしろそのプロセスが大事ですと、そうすると、向こうがこれやるならこれやりますというのは、誰がある種のメディアインター的な役割をやるかというのが実は一番の鍵で、動くかどうかのですね。これは事務局になるのか運営委員会になるのか、部会ごとだとちょっとここにはなんの記載もないわけですけど、そのプロセスなり担い手をどう書くかということが重要で、最後の話の重要性というのは通常の手続きに比べて相対的に低いのもかもしれないなという気がします。そのような意味では、感じたことがあまりまだ書かれていないのかな。おそらく途中プロセスを見せるという、まさにその点が大事で、例えばこのようなだったらどうですかという案だけがきて、各ステークホルダーは、いやいやこのように変えてくれたら私はコミットできますよとか、そういった意見が出てくると思うのですね。そこはなるべく透明に見せた方がいいと、ある種の条件闘争ですけどね。それを中間段階で見せて、じゃああなたのこれは入れて、あなたのこれは我慢してというのを含めてパッケージとしてもう一回最後に出してみる、そのような継続的なプロセスが透明になされることが大事で、かつ私が思うに一番大事なのはそこの仲立ちをやる人は誰なのですかという、言葉にしてしまえば事務局機能なのですけども、裏方の事務局機能だけではもたないような話なのですね。そこをどう書くかという話が出てくるのかなと思います。

それから最後の書き方は基本的なところはみなさんそれほど変わらないと思うので、だから私も、例えば高先生がおっしゃられたようなことというのは、私なりに言えばこの場合のキーステークホルダーは、先程の高先生の例で言えば、その事業者と消費者であって、労働組合はキーステークホルダーではないわけですよ。逆に言うとステークホルダーだからといって、この総会なり運営委員会に出てくる人たちのパッケージは常に部会にいなきゃいけないかといいますと、重要な人が出てくればいいわけで、重要な人の中で合意をすればいいという話なので、あまり実質的にはそこは変わらないのかなと思いました。

**上妻委員** 認識が混乱しているように思うのですが、混乱の理由を考えると、ヨーロッパで行われてきたようなタイプのマルチステークホルダー・フォーラムと円卓会議の性格には違いがあるように思います。向こうは話し合うべき議題が先にあって、それからその意思決定システムとしてマルチステークホルダー・フォーラムが選択されました。でも、こちらでは、マルチステークホルダー・フォーラムを作ることが先にあり、その後で議題を考えようとしているのです。だから、混乱するのだと思います。こうしたマルチステークホルダー・プロセスの前例として、我々がよく知っているのは、CSRに関するEUのマルチステークホルダー・フォーラムです。あれには時間的制約を課せられた諮問事項があって、最終的にその報告書を作るのが目的だったのです。だから、報告書に盛り込むことで合意ができるかどうかで様々な議論がありました。とくに問題になったのは、CSRで扱うべきテーマは何か、それからCSRに馴染まず、法令等の制度で規制したほうが良いものは何か、が議論されました。他にこうした仕組みがなかったかという点、ヨーロッパでは各国で制度をつくる時に民間ベースで集まって決めるという方法があります。ISOがその典型的な例だと思うのですけれども、そのような時に利害関係のあるステークホルダーが集まって制度を作ります。制度は法律ではありませんが自主的に決めたルールなので、そのときに参加した人が合意をしたということは、それぞれがルールを自主的に守るという暗黙の了解があると考えられます。だから、ステークホルダーの責任という話が出てくるのだらうと思います。一番大事なものは、どの問題にフォーカスするかです。円卓会議の成果物は何か、参加者は誰なのかを全部決めることになるので、ここでそのような制約をまったくなしの状態では話していると、収集がつかないのかなという気がいたしました。

**松本委員長** 成果物の部分を中心に、今日のご意見を充分反映して、原案もう一度書き

直したいと思います。

もう一点。藤井議員がおっしゃったアジアのステークホルダーがどのようになっているかの話。それから城山委員も、隠れたステークホルダーとか組織されていないものの代弁者ということをおっしゃったので、NGO 中のいわゆるアドボカシー型の NGO というのはいわばそのような代弁者として活動しているのではないかと思うのですね。まだそのような代弁者が日本で活躍していないようなステークホルダーというのがいるのでしょうか。だとすると NGO、NPO ということで一つのステークホルダーとしてくっっているけれども、NGO、NPO の役割というのをもう少しこうバラして考える必要があるのではないかなという印象をちょっと持っております。

それでは、本日、委員の皆様方からいただきましたご意見等を踏まえまして、必要な修正を行った上で、研究会としての中間報告としたいと存じます。

なお、この中間報告については、ステークホルダーの皆様にご理解いただくことが肝要であり、誤解を招くようなところについても適宜修正をさせていただきたいと存じます。とりまとめに当たりましては、私に一任させていただきたいと存じますが、よろしでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。それでは引き続きまして、次の議題である「社会的責任の取組促進に向けた環境整備の方策について」に移らせていただきたいと思います。

今後の研究会においては、当初予定しておりましたとおり、社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など、個々の組織の社会的責任の取組を支える横断的な市場環境を整備するための方策について、専門的に検討をしてみたいと存じます。

検討の進め方でございますが、市場環境整備策につきましては、非常に多岐にわたる論点が想定されるため、まず本日は、社会的責任の取組を促進するための市場環境の全体像及び市場環境整備策全般について皆様に自由にご議論をいただきたいと思います。その上で、専門のワーキンググループを設置し、本日の議論を踏まえまして、個々の論点について一定の整理を行っていただいた上で、さらに、研究会で検討を深めてまいりたいと存じます。

それでは、まず、ワーキンググループの設置につきまして、事務局より説明をお願いし



ます。

**佐藤課長補佐** それではご説明していきます。資料3でございます。まず主旨のところでございますが円卓会議においてはSRの促進などそういった組織の社会的責任の取組を支える横断的な市場環境の整備のための方策について検討を行うことが期待されると。本研究会としては、そうした環境整備策についても必要な点検を、定義を行うとする。そこで報告書の取りまとめに向けてこの市場環境整備策について考えうる論点の整理を考えることを目的としたワーキンググループ、市場環境整備策検討ワーキンググループを設置するというところでございます。検討項目でございますが、最初は1.社会的責任の取組を促進するための市場環境の全体像をご議論いただいて、二つ目ですが個別の論点、投資の問題とか調達の問題とか、促進策、個別の促進策をご議論いただくというところでございます。

開催日程につきましては、11月以降2、3回程度開催し、中間的な検討状況の報告等を研究会に行うものとします。構成でございますが、秋山先生、海野先生、上妻先生、高先生、谷本先生、藤井先生、水口先生にお願いしたいというところでございます。また必要に応じて構成委員以外の学識経験者や専門家等に出席を求めるというところでございます。以上でございます。

**松本委員長** ありがとうございます。ただいまの事務局の説明のとおり、市場環境整備策検討ワーキンググループを設置し、必要な検討を進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。ワーキンググループにご参加いただく委員の方々、ご多忙な中恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは、市場環境整備策についての議論に入りたいと存じます。市場環境の全体像や市場環境整備策全般につきまして、こういったことを中心に検討すべきではないかといったこと等でも結構ですので、ご自由に発言をお願いします。

**小畑委員** 社会的責任を果たしていると言える組織はどこかということのイメージが

非常にはっきりしていない場合に、ややもすると、例えばここを選べば確実に経済的利益が最大になるからというようなことだと非常にはっきりするのですが、そうではない基準というものをここに導入するということですので、そうするとその基準が非常に明確であって、なるほどそのような基準によりそれが選ばれるのだということを説得力のあるものにしていくことが必須だと思ひまして、そのような点で言うと明確さとか恣意的な、あまりにも大きすぎる裁量のようなものが、もしかするといろいろな問題を引き起こすのではないかというのが気になりましたので、基準の明確化とかイメージを明らかにすることが大切じゃないかというように考えました。以上でございます。

**海野委員** ワーキングの委員とさせていただきます、いろいろ具体的な話はそこでしよう、私もそこで話したいと思うのですけれども、この案を伺ったときに、市場整備策ということで、SRI と CSR 調達と出ていることが出てるのですけれども、はたして整備策とかするのがいいのかどうかというのは私は根本的にすごく、すぐ良いともノーとも言えなくて、じゃ整備策作りましょうというようになるかどうか、いろいろ考えているところですね。やはり、私も企業とか金融機関とかが中心になるのだろうと思うのです。整備して進むものなのかとか、特にまたこれから長期の問題・世界に広がる問題に対してどこまでどのように、かといって何もしなくても良いということではないのですけれども、なにかしら介入のようなこと、整備策とか聞くと、介入とかしたほうが良いようなイメージをちょっと、政策を作るまでは行かないと思うのですけれども、ちょっとそういったところは非常にややもやとしてすぐぱっとだからこのような整備をしましょうというようになるかどうかはいろいろ考えている最中でもありますので、ちょっとそのことを一言申し上げたいと思ひました。

**水口委員** 私もそのワーキングのメンバーに入っているのでここで発言しても良いのだろうかとちょっと思ったのですけど、今ご意見もいただきましたので、私も一言申し上げます。

私は、市場環境整備策は必要だと思ひておりまして、その市場環境整備策というものはおそらく、社会とか環境ということを考慮に入れて行動するような市場参加者を増やすという方向なのかなと思ひています。それは先程ちょっと申しましたけれども例えば年金の投資方針の開示を促すことによって社会や環境に関する意識を高め、そのようなことを意

思決定に盛り込んでいくとか、あるいは前回もちょっと申しましたが、例えば公的年金がその判断基準の中に、ESG という問題を考慮するとか、そのようないわばプレイヤーを増やしていくということが必要なのではないかと思います。現在でもいわゆる SRI というものが日本に存在するわけですけれども、非常にその市場の規模が小さいということが問題なのではないかと思っております。では、それはどのような問題なのかと申しますと、先程の小畑先生のお話の中に基準の明確化という指摘がございましたが、おっしゃるとおりで、経済的利益の最大化のようなものは比較的基準がわかりやすい。それでもやってみなきゃわからないところはあるのかと思いますけれども、しかし基準がわかりやすい。それに対して社会的責任というものに関して、明確な基準を決めて、それに基づいて選びましょうというわけには、なかなかいかないのだらうと思います。であるからこそ、ここに市場メカニズムが働くべきで、どのような行動がもっとも社会的責任にかなうのかということについての多くの人の投票行動というのでしょうか、取捨選択によって社会的なコンセンサスが得られていく。いわば SRI 市場に参加をする人たちの、その一人一人の判断の総合的な結果としてよい企業が選ばれていくようなものになる。そうだとするとそこに参加する人たちの数が多くて、多様な考え方が反映されていないといけないと思いますので、できるだけ多くの参加者を迎え入れるような、そのような仕組みを作っていくことが必要なのだと思います。もちろんそのために意思決定に参考になる情報の開示ということも同時に整備していく必要があるかと思っております。

**浜辺委員** 社会的責任投資がなかなか広がらない一つ理由として私、素人的に見ると、本当なのかなという懐疑心があると。つまり、きれいごとを言っているだけに過ぎないのではないかとかそのような意味では客観的な基準とか、もう少し透明性を高めるとか、更には根本的には信頼できるものなのかどうなのかということが重要かと思えます。いくらきれいな報告書とか CSR 報告書にいろんなこと書いてあるけれども、本当にそうなのかなというように国民の少なからずの人たちが思っているような状況があって、そのようなことだと、これは表面的なものになってしまうのではないかと、そこをどのように担保するのか、場合によってはまさにそこに厳しい罰則とかつける必要があるのかもしれませんけれども、そういったことも含めて信頼性あるいはそれをどのように高めるのかということを検討していただければというように期待します。

**水口委員** おっしゃるとおりだと思います。SRIの信頼性はとても重要で、参加者が多くなって、そこにある種の競争原理が働けば少しずつ透明性は高まるのかなという気はいたします。それと、SRIに関わる人たちの情報公開と言いましょか、情報開示ということも必要で、基本的に信頼性を高めるメカニズムは開示のメカニズムだと思っておりますので、そのような意味では企業にだけ情報開示を求めるということではなくて、それぞれのプレイヤーがそれぞれ透明性を高めていくということが必要だと思います。

**松本委員長** だんだん参加者も減ってまいりまして、ワーキンググループのメンバーと同じような人たちが残りつつあるかもしれません。本格的な議論はワーキンググループの方でやっていただければけっこうで、ここを出してしまうとワーキングがもういらなくなってしまふかもしれませんので、大きな柱でこのような点を議論してほしいという、ワーキンググループのメンバーになっておられない委員のみなさんで、特にご注文があればこの場を出していただきたいのですけれども。

**浜辺委員** ちょっと質問といいますが、さっきの議論の続きで言うと、そのステークホルダーのコミットメントはどのように出させるようにするかと、そのようなことも含んでいるのですか。つまりより多くの企業がこのようなものに関与していくようなことをコミットするようなことを期待する、そのような方向に向けての整備とそのようなイメージなのでしょうか。その辺がちょっと分かりにくいのですが、そのようなことなのでしょうか。

**上妻委員** 私が申し上げるようなことではないと思うのですけれども、多分議題の整理だと思います。特にいろんな議題が考えられると思うのですけれども、一番重要なのが、マルチステークホルダー・プロセスに合致するようなものとしての、市場環境整備をどうしていくのか、どんな考え方があるのかだと思います。それを整理しないと、あとでどの会議体でこの問題を考えるかにしても、その段階で頓挫をしてしまうので、そのための役割なのではないかと認識しています。

**松本委員長** ちょっと抽象的ですけども、おそらく今の点も含めてワーキンググループの方で議論していただくことになるかと思ひます。任務といひますが、仕事の内容はかなり重いものになるかと思ひますが、ワーキンググループのみなさまどうぞよろしくお願

いたします。

それでは、本日の議題としては、一応二つ議論をいたしましたので、これで終了したいと思います。事務局より、次回研究会等につきましてご連絡をお願いいたします。

**事務局** 第4回の研究会につきましては、日程等の調整の後に、後日改めてご案内させていただきたいと思います。また、本日設置が了承されましたワーキンググループにつきましても、後日改めてご案内させていただきたいと思います。

なお、本日の研究会につきましては、運営要領の規定に基づきまして、内閣府ホームページ等において、議事要旨及び議事録を公表させていただきます。

**松本委員長** どうも本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。これで終了いたします。